

東京都における小児救急医療体制について(部会報告・概要)

1 小児救急医療を取り巻く状況

報告書P.1~4

(1) 東京都の年少人口(0~14歳)の推移
 昭和60年に約216万人であった年少人口は、平成13年には約143万人となり、その後緩やかに増加し平成25年には約154万人

(2) 小児科医師数、小児科標榜医療機関数の推移
 年少人口10万人对小児科医師数は「主たる」は増、「重複」は減、医療機関数は減となっている。

※ 区市町村別年少人口、小児科医師数、小児科標榜医療機関数は、区市町村ごとに状況が異なり、限られた資源を有効に活用することが必要

2 小児救急医療体制の現状

報告書P.5~11

(1) 初期救急医療体制の取組

① 小児初期救急平日夜間診療事業(以下「平日夜間診療事業」という。)
 <補助要件>

(ア)固定施設、(イ)平日のうち複数日実施、(ウ)午後5時から午前0時の間で3時間以上診療、(エ)小児科医師、看護師、事務職員を各1名配置

<実績>

年度	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
実施数	6	9	11	24	29	31	31	31	32	32	32

② その他
 ・ 休日急病診療事業
 ・ 小児救急医療に参画する医師への研修事業

(2) 二次救急医療体制の取組

休日・全夜間診療事業(小児科)

(3) 三次救急医療体制の取組

東京都こども救命センター運営事業

(4) 普及啓発の取組

東京都の保健医療情報サービス
 ① 東京都医療機関案内サービス「ひまわり」
 ② 東京都こども医療ガイド
 ③ 母と子の健康相談室(#8000)
 ④ 東京消防庁救急相談センター(#7119) 他

3 平日準夜帯の小児初期救急医療体制及び普及啓発等の課題

報告書P.12~16

(1) 平日準夜帯における小児初期救急医療体制の状況

- 平成19年度末時点の31区市町村までは順調に増加していたが、その後は横ばいで推移し、平成24年度末で32区市町村となっている。
- 一方で、同事業を実施していない区市町村においても、区市町村が独自の取組によって住民が平日準夜帯に初期診療を受けられる体制を確保している事例もある。

<平日準夜帯における小児初期救急医療体制の状況>

1 区市町村が実施主体となって体制を確保している例
(1) 「平日夜間診療事業」を実施している区市町村(32箇所)
(2) (1)以外の方法で区市町村が実施主体となっている区市町村(10箇所)
2 区市町村が実施主体とならずに、民間の医療機関が受け入れている例
(1) 当該区市町村内の医療機関が受け入れている区市町村(8箇所)
(2) 近接する区市町村の医療機関が受け入れている区市町村(3箇所)

(2) 小児初期救急平日夜間診療事業の利用状況

- 平成24年度では39,299人となっており、身近な地域での軽症患者の初期診療ニーズを受け止めるうえで一定の成果を挙げている。
- しかし、1日当たりの患者数を平均すると約6人程度に留まっている。
- 限られた医療資源を有効に活用するためにも、現在の利用状況を把握・分析し、さらなる効果的な活用を検討する必要がある。

(3) 休日・全夜間診療事業(小児科)の利用状況

- 休日・全夜間診療事業(小児科)の利用者の9割以上は軽症者

(4) 小児救急等に関する普及啓発及び広報

- 都及び区市町村は、①小児救急医療全般における知識の普及に関するもの、②医療機関の役割分担に応じた適切な受診や相談窓口、③地域の医療機関や診療時間などの普及啓発及び広報を行っている。
- 区市町村では普及啓発及び広報を行っているが、休日・全夜間診療事業(小児科)の利用者に軽症者が多いことから、医療機能の分担や適切な受療行動を引き続き普及啓発していく必要がある。

4 小児初期救急医療体制の充実に向けて

報告書P.17~18

- (1) 小児初期救急医療体制の確保・充実
- (2) 普及啓発及び広報の推進・充実